

# 会 員 規 則

一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会

## 会員規則

制定 平成23年10月1日

改正 平成23年12月7日

改正 平成31年2月14日

この規則（以下「本会員規則」といいます。）は、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会（以下「当協会」といいます。）の会員に関する事項を定めたものです。

### 第1条 会員の種類

#### 1. 法人会員

法人会員は、国内外の法人格をもつ団体を対象とし、当協会の目的に賛同し、入会したものとします。その種別は、次の4種類とします。

- (1) 第1種会員 資本金10億円以上の法人
- (2) 第2種会員 資本金1億円以上10億円未満の法人
- (3) 第3種会員 資本金1000万円以上1億円未満の法人
- (4) 第4種会員 資本金1000万円未満の法人

#### 2. 国・自治体・大学・非営利団体等会員

国・自治体・大学・非営利団体等会員は、国、国内の地方自治体、大学、高校など学校その他研究機関、非営利団体を対象とし、当協会の目的に賛同し、入会したものとします。

#### 3. 個人会員

個人会員は、当協会の目的に賛同し、入会した個人とします。

#### 4. 法人準会員

法人会員が会員資格を喪失した場合であっても、当協会代表理事が承認した者については、法人準会員となります。但し、法人準会員は、次条以下に定める会員の権利は有しません。

#### 5. 個人準会員

個人会員が会員資格を喪失した場合であっても、当協会代表理事が承認した者については、個人準会員となります。但し、個人準会員は、次条以下に定める会員の権利は有しません。

### 第2条 入会手続

会員になるには、その会員の種類に応じて、当協会所定の手続き及び月会費等の納入が必要です。

なお、一部の会員については月会費等を免除します。

### 第3条 会員の資格発生

会員の資格は、会員が当協会所定の手続きを終え、月会費等の納入を当協会が確認し、その旨を通知したときから生じます。

### 第4条 会員資格の有効期間等

新規入会の場合における会員の有効期間は、入会した日が属する月から起算して、

納入された月会費に応じた月数とします。会員資格を継続する場合も、継続される会員の有効期間は、納入された月会費に応じた月数とします。

#### 第5条 会費

- 1 会員は、当協会の定める会費を支払うものとします。
- 2 当協会の運営上特に必要と認めたときは、理事会の決議を得て、会員から臨時会費を徴収することがあります。
- 3 会費及び臨時会費の支払方法、支払時期は、別途当協会が定めます。

#### 第6条 会員の事業参加

会員は、ユニバーサルメニューの普及や社会貢献を図るため、当協会が行う各種活動等の事業に参加することができます。

#### 第7条 会員の権利

- 1 会員は、その有効期間内において、本会員規則の定めに従い、当協会が別途定めるユニバーサルメニュー（会員専用ユニバーサルメニューを含みます。）を使用することができます。
- 2 前項に定めるほか、会員は、その有効期間内において、当協会が会員に対して行う諸サービスを受けることができます。

#### 第8条 会員の義務

会員は次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本会員規則を守ること、及び当協会所定の会費を納入すること。
- (2) 会員資格またはその権利等は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (3) 改名又は住所等変更をした場合は、速やかに当協会に届け出ること。
- (4) 社会規範等を守り、他に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (5) ユニバーサルメニューまたは当協会が会員に対して行う諸サービスを受けるとき、当協会の指示又は注意に従うこと。

#### 第9条 ユニバーサルメニューの使用について

- 1 当協会は、第4条に定める会員の有効期間内において、会員に対し、ユニバーサルメニューの利用を非独占的に許諾します。この利用を許諾するユニバーサルメニューの内容及び範囲については、別途当協会が定めます。
- 2 会員は、ユニバーサルメニューの利用を第三者に再許諾することができます。但し、会員は、再許諾先の第三者に対して、第4項に定める義務を遵守させるよう最大限努力するものとします。
- 3 当協会は、第1項及び第2項に定めるものその他本会員規則に定めるもの以外の権利を、会員に許諾するものではありません。
- 4 会員がユニバーサルメニューを利用する際には、「ユニバーサルメニュー準拠」との文言と共に、ユニバーサルメニューの著作権者が当協会であることを示す以下の「UM 準拠マーク」を、当協会の指定に従って、分かりやすく表示しなければなりません。

【<UM 準拠マーク>を記載】

#### 第 10 条 ユニバーサルメニューの権利帰属

- 1 会員は、ユニバーサルメニューがデータベース著作物であること並びにこれらに関連する当協会保有のノウハウ及びアイデアの対象であることを了承し確認します。
- 2 会員は、ユニバーサルメニューに関する著作権、特許権など知的財産権、アイデア、ノウハウその他の一切の権利は当協会に帰属するものであり、これらの権利が会員に譲渡又は移転されるものではないことを了承し確認します。
- 3 ユニバーサルメニューの活用、改変又は翻案等により会員が作成した二次的著作物その他一切の著作物（以下、本条で「二次的著作物等」と総称します。）について、当協会は、二次的著作物等に関する原著作者としての著作権法上の権利その他一切の権利を、会員に譲渡するものではなく、当該権利は当協会が専有します。また、会員は、二次的著作物等について、当協会の理念を踏まえて、ユニバーサルメニュー準拠の文言及び第 9 条第 4 項に定める UM 準拠マークを表示した上で一般公開するよう、最大限努めるものとします。なお、これら二次的著作物等に関するその他必要な事項は、当協会と会員で別途協議して定めるものとします。

#### 第 11 条 目的外利用の禁止等

会員は、当協会が定める目的に合致する利用目的に限り、ユニバーサルメニューを利用することができます。会員は、ユニバーサルメニューを、当該目的以外の一切の目的に利用してはなりません。

#### 第 12 条 免責

- 1 当協会は、ユニバーサルメニューについて、不正確な情報、最新ではない情報、網羅的ではない情報その他の不備又は瑕疵が存在しないこと及び第三者の権利を侵害していないことを会員に保証するものではなく、ユニバーサルメニューに関する瑕疵担保責任その他の責任を一切負いません。
- 2 ユニバーサルメニューまたは当協会が会員に対して行う諸サービスに起因して会員に生じた損害等について、当協会はその責めを負いません。

#### 第 13 条 退会手続

会員が退会しようとするときは、次のとおり所定の手続きが必要です。

- (1) 会員が退会するには、所定の「退会届」を提出していただきます。
- (2) 前号の手続きをとることが困難である場合は、電話、FAX等を利用してその旨申し出ることができます。

#### 第 14 条 会員資格の喪失

会員は次の場合は、資格を失います。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 第 4 条に定める有効期間が満了したとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てがあったとき、又は自ら申し立てたとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 暴力団等反社会的勢力であることまたは過去に暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくはそれらとの関係があると判明したとき。
- (6) 当協会が定める納入期間内に会費を納入しないとき。

- (7) 本会員規則に違反したとき。
- (8) 死亡又は解散したとき。
- (9) その他、会員資格を喪失させる合理的な理由があると当協会代表理事が決定したとき。

#### 第15条 会員の権利喪失

- 1 前条の規定により会員資格を喪失した場合は、会員としての一切の権利を失います。この場合、会員は、資格を喪失した後、ユニバーサルメニューを始めとした当協会が所有する知的財産権等の使用その他これに類似する行為を禁じます。

なお、すでに納入した金銭の返還はいたしません。ただし、複数月分の会費を納入した会員が有効期限内に退会を申し出た場合には、これまでに納入した会費のうち、未だ経過していない月数分の会費から手数料を差し引いたものを返還いたします。
- 2 前条の規定により会員資格を喪失した場合、会員は、会員専用のユニバーサルメニュー（複製、改変、翻案等されたものを含みます。）及び会員専用のユニバーサルメニューに関するデータ、データベースその他一切の情報を廃棄し又は当協会に返還するものとし、当協会所定の利用終了・廃棄証明書を当協会に交付しなければなりません。
- 3 前条の規定により会員資格を喪失した場合、会員は、第9条第4項に定める UM 準拠マークを使用することは一切できません。

#### 第16条 会員規則の変更

本会員規則は、当協会が客観的かつ合理的と判断した場合に限り、会員に事前の予告なく変更を行うことがあります。

#### 附則（平成23年10月1日）

この規則は、平成23年10月1日より実施します。